



消費者の方へ

訪問購入のトラブル に注意してください!

訪問購入とは…

消費者の家を購入業者が訪問し、
消費者の貴金属やブランド品などを買い取るものです。

以下のような訪問購入のトラブルが見られます

購
入
前



電話では…

「いらぬ着物を買う」「査定だけ」

実際に家に来た時には…

「指輪やネックレスを売ってくれ」

と言われた。

! **トラブルを
避けるために**

- 依頼をしていないにもかかわらず、購入業者が突然家に来て買取りをすることは、法律で禁止されています!
- そのような業者は家に上げないようにしましょう!

購
入
後



契約後、クーリング・オフを申し入れたら

「買取りの場合はクーリング・オフできない」

「キャンセル料がかかる」と言われた。

! **もし買取りを
してもらったこと
になった場合**

- 契約書などの書面を受け取ってから**8日間**は
 - ・クーリング・オフ（契約をなかったことにする）
 - ・手元に引き続き置いておくことができます!

呼んでないのに業者が来たときや
強引に品物を買取られたときなどは、電話しましょう

消費者ホットライン(局番なし)



い や や
1 8 8

お近くの消費生活相談窓口を
案内します。

(土日祝日も相談できます。)



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan